

令和5年7月24日

「消費税免税制度にかかるQ & A」

今般、観光庁ホームページ上において消費税免税制度にかかるよくある質問と答えをまとめたものが公開されましたので、お知らせいたします。

詳細は以下ページ内の「1　日本人一時帰国者向け　よくある質問」の中から確認したい項目を選択のうえ、ご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankochō/tax-free/faq.html>

○お問い合わせ先：

観光庁　観光戦略課　消費税免税制度担当

メールアドレス：hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp